

情産経 15-7
平成 15 年 4 月 24 日

内閣官房
知的財産戦略推進事務局
内閣参事官 久貝 卓殿

社団法人情報サービス産業協会
法的問題委員会

「知的財産推進計画」に盛りこむべき事項に関する意見

表記の件につきまして、当協会の意見をお送り致しますのでご査収ください。

1. 知的財産と他の分野の専門家・実務家の融合を図るような施策が望まれる。
知的財産権それ自体の高度な専門性を有する人材の育成もさることながら、学際的な領域での理論研究や実務のあり方に関する検討を一層進めるべきである。既に推進計画策定の過程で提出されている意見には、技術と法律の両面を理解できる人材の育成の重要性が指摘されているが、それに限らず他の分野、とりわけ会計および税務の分野と知的財産権の融合領域についても強くその必要性を感じる。現状においては知的財産権を把握する会計士の数は極めて乏しく、税理士においても同様である。
2. 公的機関が保有する情報・データについて、これらの権利主張を抑制し、民間企業がより自由に利用することが認められるような方策が望まれる。
例えば、各種統計情報（国勢調査、経済統計、生産統計、事業所統計など）はもとより、地図情報や電子化された官報、有価証券報告書などの情報、証券取引所の取引データなど、公的機関またはその関連団体が保有している電子データは、著作権その他の知的財産権で保護されているとの理由から自由利用が認められず、若しくは高額な利用料が設定されていることが少なくない。このことがひいては新たなビジネスの創出を拒んでいることもある。これらのデータについてはそもそも著作権の保護対象であるか疑わしいものもあり、また仮に保護対象であったとしてもその性質ゆえに権利主張には一定の限界を画すべきであり、むしろ民間に広く開放すべきものである。知的財産権の名のもとに利用促進に支障があってはならないと考える。

以上

連絡先：社団法人情報サービス産業協会 調査企画部 茂木 智美

〒135-8073 東京都江東区青海 2-45 タイム 24 ビル 17 階 TEL 03-5500-2610 (代) FAX 03-5500-2630